

第3章 本計画の基本理念と基本目標

1. 本計画の基本理念

★基本理念

誰もが地域で安心していきいきと暮らせる 支えあいによる共生のまちづくりの実現

「共生のまちづくり」とは、地域で暮らす全ての人々が、障害などによって分け隔てられることなく、誰もが自らの意思で判断・選択できるような支援があり、その能力を最大限に発揮して自己実現を達成するための環境が整った社会であるといえます。住み慣れた地域で、個人の人格や多様性が尊重され、安心して暮らしていける社会の実現を本市は目指します。

このような観点から支えあいによる共生のまちづくりの実現に向け、障害のある人の社会参加を制限する社会的障壁を取り除く支援（合理的配慮の提供など）を進めるとともに、誰一人として排除することのない、包括的な支援も進めていきます。

こうした包括的な支援は、市外から本市を訪れる多くの人への受け入れ対応にもなり、「共生社会ホストタウン」構想の具体化にもつながります。このような総合的、包括的支援を進めていくためにも国際的な指針となっている「SDGs = (持続可能な開発目標)」を十分に踏まえ、本計画の基本理念の実現をめざします。

2. 本計画の基本目標

基本理念の実現及び計画策定において抽出された課題を踏まえて、障害のある人の自立及び社会の様々な機会での自己実現を支援するための施策を総合的かつ計画的に実施するために、以下の8つの基本目標を定めます。

基本目標1 誰もが安心・安全に暮らせる生活環境にするために

◆ユニバーサルデザインや防災・防犯の視点を踏まえた生活環境の整備

障害の有無を問わず、明石市で暮らす全ての人にとって利用しやすく、また、災害などが発生した場合にも被害を最小限に抑えることのできる、安心・安全の生活環境の整備と充実を進めていきます。

基本目標2 住み慣れた、希望する地域でいきいきと暮らせるために

◆サポートを受けた自立生活と意思決定支援の推進

障害のある人が、自分の望む生活ができるよう、地域での自立生活を支えるサービスを充実させるとともに、誰もが自らの意思で判断・選択できるようサポートする意思決定の支援や、本人の希望や障害の特性に応じたサービスのコーディネートなどを行います。

基本目標3 安心して自分らしい地域生活を支えるために

◆身近な地域で保健・医療、リハビリを受けられる体制の充実

現在疾病などを抱えている人の重度化防止や状態の改善に向けて、疾病の早期発見や予防に加え、地域での医療体制の充実を図っていきます。また、精神保健医療や難病対策の充実も進めていき、日常生活を健康に過ごせるよう支援します。

基本目標4 情報・コミュニケーション手段の確保による社会参加の拡充

◆意思疎通支援と情報アクセシビリティの充実

障害のある人が孤立することなく、皆と変わらず社会に関わることができるよう、本人の意思表明を支援するための体制を充実させるとともに、必要な情報を困難に感じることなく入手し発信できるよう、情報アクセシビリティの向上を進めていきます。

基本目標5 障害の有無によらない、子どもたちの地域共生のために

◆一人ひとりのニーズに応じた療育・保育・教育の推進

障害のある子どもが、障害のない子どもと変わらずに教育を受けることができるよう、障害のある子どものライフステージに応じた切れ目ない支援を展開するとともに、一人ひとりのニーズに応じたインクルーシブ教育の推進を図ります。

基本目標6 障害のある人の、生きがいのある社会参加の支援

◆雇用・就労（経済的自立）支援の充実

経済的な自立を通じて、自分の望む生活ができるよう、就労の場の確保や就労先のマッチングなどを行うとともに、雇用や就労を通じた更生支援にも取り組んでいきます。また、公的機関や民間事業者に対する雇用の促進に向けた理解啓発にも取り組みます。

基本目標7 一人ひとりの暮らしを自分らしく豊かにするために

◆学習、スポーツ、文化・芸術活動を通じた社会参加の促進

障害のある人が仲間と交流したり、自己の能力を高めることができるよう、学習機会やスポーツ・文化芸術活動の場の充実に取り組みます。また、スポーツや文化活動等の情報提供を通じて、各種活動の活性化を図ります。

基本目標8 お互いの個性と多様性を理解し、尊重し合うために

◆地域総合支援センターと連携した権利擁護の体制整備の推進

障害のある人の日常生活における権利が侵害されることのないよう、虐待や差別などを防ぐための取り組みを進めるとともに、判断能力に不安のある人が詐欺などの被害に遭うことがないよう、成年後見制度等の充実を図ります。

3. 課題と施策の対応表

| 主な課題 | |
|------|-------------------------------|
| 1 | 障害のある人への理解促進、差別解消、権利擁護の更なる推進 |
| 2 | 災害対策の更なる取り組み強化 |
| 3 | 障害福祉サービス（グループホーム、ショートステイ等）の拡充 |
| 4 | 障害福祉サービス事業所の人材育成・人材確保 |
| 5 | 家族への支援 |
| 6 | 医療的ケア対応を含めた保健・医療施策の拡充 |
| 7 | 相談支援、就労支援体制の強化 |

| 基本目標 | 施策目標 |
|---|---|
| 基本目標 1 誰もが安心・安全に暮らせる生活環境にするために | 1-1 ユニバーサルデザインを踏まえた生活環境の整備 1-2 移動・交通手段の整備 1-3 暮らしやすい住まいの充実 1-4 防災対策の充実 |
| 基本目標 2 住み慣れた、希望する地域でいきいきと暮らせるために | 2-1 地域生活を支えるために必要なサービスの確保・充実 2-2 意思決定を支援するための必要な取り組みの推進 2-3 相談・マネジメント体制の充実 2-4 福祉サービスの利用における第三者評価の実施 2-5 地域福祉の視点に立った活動の推進 |
| 基本目標 3 安心して自分らしい地域生活を支えるために | 3-1 疾病の予防・早期発見 3-2 地域医療体制の充実 3-3 健康の保持・増進 3-4 精神保健医療と難病対策の充実 |
| 基本目標 4 情報の利用、コミュニケーション手段の確保による社会参加機会の拡充 | 4-1 意思疎通支援の人材の確保・養成 4-2 意思疎通支援の充実とサービスの利用促進 4-3 情報発信・通信・コミュニケーション手段の充実 |
| 基本目標 5 障害の有無によらない、子どもたちの地域共生のために | 5-1 療育・保育・教育における支援体制の充実 5-2 一人ひとりのニーズに応じた教育の推進 |
| 基本目標 6 障害のある人の、生きがいのある社会参加の支援 | 6-1 就労支援の充実 6-2 障害者雇用における企業などへの支援 6-3 多様な就労の場の確保 |
| 基本目標 7 ひとりひとりの暮らしを自分らしく豊かにするために | 7-1 スポーツ、レクリエーション、余暇及び文化・芸術活動の充実 7-2 スポーツ活動の充実 7-3 文化・芸術活動への支援 |
| 基本目標 8 お互いの個性と多様性を理解し、尊重し合うために | 8-1 障害者虐待への対応 8-2 差別解消及び障害理解の促進 8-3 行政サービスなどにおける配慮の推進 8-4 成年後見制度の利用支援 8-5 消費者相談の充実 8-6 更生支援の実施 |